

平成21年3月31日

鎌倉市長

石渡 徳一 殿

鎌倉市自治基本条例素案（増田、大嶋案）提出について

私たち（当案の提案者、賛同者）は、鎌倉市自治基本条例策定市民会議のメンバーとして会発足来略3年、鎌倉市の自治基本条例はいかにあるべきかを真摯に議論検討してまいりました。今次提出の策定委員会が中心の鎌倉市自治基本条例素案大綱（以下素案大綱）は、市民の総意であり市民会議の成果ということになっていますが、次の理由から実体は程遠いものと考えております。

一市民会議の検討経緯一

第1期の課題検討はともかく第2期策定作業からおかしくなった。策定作業は策定部会の策定委員会が策定する形をとり、会員はその案をのみ検討させる形で終始した。

平成19年10～12月、私たち6グループは、策定委員会が提起した素案大綱案は条例としての性格、目的、構成、内容について明確でなく、条項内容間に矛盾があり、一貫性のないものとして指摘し、そのうえで私たちの考えた構成、章立て、主要内容を提示、さらに検討の進め方についての提案も数度に及んだが、結局は先送り、無視され、店晒しになった。

平成20年5～7月、ついでこれら一連の提案に対して、具体性がないので形ある内容での提示を求められ、今回提出する内容と同じものを先駆けて提示提案したが、これも検討俎上に上がることはなく、いわれなき時間切れ、反対のための反対という理由で多数決という名のもとに、素案大綱以外のこのような市民会議の素案や意見は、ついに日の目を見ないままに葬りさろうとした。このような経緯の中から、次第に当案への賛同者が加わってきた。

会の運営、検討の進め方については独善的、専制的運営の下に行われ、素案内容面でも偏りと矛盾を多くはらんだ内容で、このままでは市民会議案であるとするのは容認しがたいものです。のみならず、市民会議メンバーならず一市民としても、この素案大綱の内容を鎌倉市民の自治基本条例にするには不適切であり、恥ずべき内容と考え、私たちはもっと広い目で検討しようとして一貫して主張・提案し続けてきた当案を、ここもと提出するものです。他の提案と同様に等しく受理され、検討されることを切に要請いたします。

<共同提案、賛同者一同>

13名

資料1、鎌倉市自治基本条例素案（増田、大嶋案）

資料2、私たちの鎌倉市自治基本条例とは（素案の要約と解説）

以上